

第6節 特別支援学校自立教科等の免許状

自立教科等の免許状を有する者は、特別支援学校の各部に相当する学校の教員免許状を有することなく、自立教科等を担任する教員になることができる。(免許法第17条の2)

I 特別支援学校自立教科等の免許状の種類

自立教科等の免許状には、次の種類がある。(免許法第17条、施行規則第63条、第63条の2)

1 特別支援学校自立教科の免許状（一種・二種免許状、臨時免許状）

職業についての知識技能の修得に関する教科の免許状

教科は次のとおりである。

- ・ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩、マッサージ指圧、はりきゅうを含む。）、理学療法及び音楽
- ・ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服）

2 特別支援学校自立活動の免許状（一種普通免許状）

学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動に係る免許状

次の4種類がある。

- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（言語障害教育）

Ⅱ 特別支援学校自立教科の免許状の取得

1 基礎資格を有する場合

特別支援学校（視覚・聴覚障害者）の高等部における自立教科の普通免許状は、次の基礎資格を有する場合に取得することができる。

基礎資格一覧表（施行規則第 64 条）

免許状種類	教 科	基礎資格	
一種免許状	理 療 (※ 1)	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。	
		ロ 医師免許を受けていること。	
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計 26 単位以上修得していること。(※ 2)	
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	2 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	8 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	13 単位以上
		うち、視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	(5 単位以上)
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3 単位以上
二種免許状	音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。	
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。	
	理 療 (※ 1)	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に 1 年以上在学したこと。	
		次に掲げる科目の単位を含めて計 16 単位以上修得していること。(※ 2)	
	理学療法	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	4 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	7 単位以上
		うち、視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	(3 単位以上)
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3 単位以上
	音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の音楽科に 1 年以上在学したこと。	
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の特殊技芸科に 1 年以上在学したこと。	

(※ 1) 理療の教科の普通免許状は、医師免許状を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許の 3 つを有していなければならない。(施行規則第 64 条第 1 項第 1 号)

(※ 2) 理学療法の教科の普通免許状は、理学療法士免許を有していなければならない。この表に掲げる科目の単位の修得方法は、**第 5 節・特別支援学校教諭の普通免許状 I・2**「(第 2 欄) 特別支援教育に関する科目」の各科目の修得方法の例による。(施行規則第 64 条第 1 項第 2 号)

2 教育職員検定による上位の免許状の取得（普通免許状）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務した在職年数と大学等における単位修得が必要である。

(1) 在職年数及び最低修得単位数一覧表（施行規則第 64 条第 2 項）

受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする免許状		左記の免許状 を取得した後、 良好な成績で 勤務した最低 在職年数	左記の免許状を 取得した後、大学 等で修得するこ とを要する最低 単位数
	免許状の種類	教科		
一種免許状	二種免許状	理 療（※1）	5	10
		理学療法（※2）	5	3
		音 楽	10	
		理 容（※3）	10	
		特殊技芸	10	
二種免許状	臨時免許状	理 療（※1）	5	15
		理学療法（※2）	5	6
		音 楽	5	10
		理 容（※3）	5	
		特殊技芸	5	10

（※1） 理療の教科の免許状は、医師免許状を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許の3つの免許状を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 1 号）

（※2） 理学療法の教科の普通免許状は、理学療法士免許を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 2 号）

（※3） 理容の教科の免許状は、理容師又は美容師の免許状を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 3 号）

〔注〕 1 音楽の教科の一種免許状、理容の教科の免許状及び特殊技芸の教科の一種免許状を取得する場合は、単位の修得は必要としない。

2 在職年数については、免許状の種類に応じ、それぞれ、視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校、聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校の教員として在職した年数とする。（施行規則第 64 条第 2 項の表備考第 2 号）

3 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

(2) 最低修得単位数一覧表（施行規則第 64 条第 2 項の表備考第 3 号）

受けようとする 免許状の種類	教科	最 低 単位数	最 低 修 得 単 位 の 内 訳	
			科 目	単位数
一種免許状	理療	10	「特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」 （※1）	3
			理療に関する科目	7
二種免許状	理療	15	「特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」	3
			特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 （心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目）	2
			理療に関する科目	9

	理学療法	6	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
	音楽	10	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
			音楽に関する科目	4
	特殊技芸	10	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
			免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目	4

(※1) 「 」内の科目については1以上の科目について修得すること。(施行規則第4条の表備考第3号)

[注] 1 授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校を中心として修得すること。

2 単位は、大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関、認定講習、大学の公開講座又は通信教育において修得すること。

3 教育職員検定による自立教科臨時免許状の取得

特別支援学校（視覚・聴覚障害者）の高等部における自立教科の臨時免許状は、次に定める者が、教育職員検定を受けて取得することができる。(施行規則第65条)

免許状種類	教 科	条 件
臨時免許状	理 療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者
	理学療法	理学療法士免許を受けている者
	音 楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者
	理 容	次のいずれにも該当する者 ・理容師免許又は美容師免許を受けている者 ・聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の理容科の専攻科を卒業した者又は4年以上理容に関する実地の経験を有する者
	特殊技芸	免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者

Ⅲ 特別支援学校自立活動の免許状の取得

次の表の教員資格認定試験に合格した者は、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得することができる。(詳細は第10節 教員資格認定試験による免許状の取得を参照)

認定試験の種類	免許状の種類
自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育）
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）
自立活動（言語障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（言語障害教育）